

平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画

平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画を策定しました。

静岡市では、市民の食の安心・安全を確保していく上でより効果的な施策を実施していくために、食品衛生法第24条の規定に基づき平成29年度静岡市食品衛生監視指導計画を策定しました。

この計画の策定にあたり、市民の皆様から御意見等を伺うため、原案を約1ヵ月間にわたり公表しました。提出された御意見等は以下のとおりです。

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	<p>「I-4 ホームページや広報等により、市民に正しい情報を提供します。」に関して</p> <p>「たべしずねっと～静岡市食の安心・安全ホームページ」サイトにたどり着くのが大変です。</p> <p>標記サイトは、静岡市の食の安全の取り組みのほとんどすべてをアップしている素晴らしいサイトだと思います。ただ、このサイトにたどり着くには、「①静岡市トップ >②暮らし >③健康・医療・衛生 >④食品衛生・安全 >⑤食の安全 >⑥たべしずねっと～静岡市食の安心・安全ホームペ</p>	<p>当課が管理するページの中でも、よりアクセスしやすい場所にたべしずねっとへのリンクを配置するよう検討いたします。</p> <p>なお、たべしずねっとを紹介する際には、検索エンジンでの検索を推奨していません。検索エンジンで「たべしず」または「静岡市食の安心」と検索していただくと、検索結果の一番上位に表示されます。</p>	<p>本市ホームページのトップページなど、アクセスが容易な上位ページの管理は広報課でおこなっており、当課で変更することが難しいためです。また、検索エンジンでキーワード検索をおこなっていただく方が容易にたべしずねっとまでアクセスできるため、検索エンジンでの検索を推奨します。</p>

	<p>ージ～>⑦（別ウインドウ）たべしずねっと～静岡市食の安心・安全ホームページ～」というように、マウスを7回クリックしないとたどり着けません。</p> <p>本計画において「消費者及び食品等事業者との情報及び意見の交換の推進」を第1項目に掲げていることの意味に鑑み、「たべしずねっと HP」へのアクセスの改善を要望します。</p> <p>①少なくとも静岡市サイト内にある「たべしずねっと～静岡市食の安全・安心 HP～」上にあるウインドウイメージ画像を「http://www.tabeshizu.net/」とリンクしてはいかががでしょうか。</p> <p>②「たべしずねっと～静岡市食の安全・安心 HP～」の置き場所を現在よりも上位に置く、たとえば「食品衛生・安全」ページ内に移動してはいかががでしょうか。</p>		
2	<p>「I-4 ホームページや広報等により、市民に正しい情報を提供します。」に関してメールマガジン「たべしず出前便」について</p>	<p>市民の皆様により広く知っていただきたい内容についてはメールマガジンでも繰り返しお知らせするなど、発信方法を検討いたします。また、食中毒警報発令時等には、月1回の配信頻度にとらわれず、夕</p>	<p>現在、メールマガジンに掲載するたべしずねっと内の更新情報は、前回のメールマガジン発行後に更新されたもののみとなっています。ご指摘のあった情報についてもバックナンバーの中で紹介しております</p>

	<p>メールマガジン「たべしず出前便」について、毎月1回「1. たべしずニュース」「2. たべしずねっと更新情報」の項目で配信されており、市販食品の収去検査結果の情報提供などは画期的と思います。</p> <p>ただ、例えば「たべしず出前便 NO.40 2017.1.13 発行」では、更新情報として収去検査結果2件、静岡市内で食中毒発生1件が掲載されています。しかし「たべしずねっと HP」で更新されている「餅つきでの食中毒を防ぐために[2016/12/26]」は残念ながら掲載されていませんでした。消費者にとってほしい情報の一つには、餅つきの件などの暮らしの場面で起こりうるリスクへの注意喚起情報（アラートメール）があると思います。1年を通じての消費者への注意喚起の情報も配信していただけるとよいと思います。</p>	<p>イムリーな注意喚起ができるよう努めます。</p>	<p>したが、メールの発行間隔が短かったために、読者の皆様の目に触れづらかったと考えました。</p>
3	<p>「I-4 ホームページや広報等により、市民に正しい情報を提供します。」に関してたべしずねっとで更新されている「最新トピックス>買い上げ検査」の内容が難しい</p>	<p>静岡市ホームページとのリンクも含め、より分かりやすい情報の提供のため、今後の検討課題とさせていただきます。</p>	<p>たべしずねっとの編集形式やスペースの都合上、検査や検体の種類によっては記載が困難であり、短い文章でのコメントでは逆に市民に誤解を与える恐れがありま</p>

<p>ので、分かりやすく情報提供してください。</p> <p>たべしずねっとで更新されている「最新トピックス>買い上げ検査」について、実施した検査結果を速やかに開示するという姿勢はとても素晴らしいと思います。</p> <p>ただ、開示されている情報が専門性が高く、一定の知識がないと理解できないと感じます。例えば、「2017/03/07 買い上げ検査 容器包装（3回目）を見ると、「検体数 市外（国産）／外国産 6品目／4品目」「検査項目 その他 蛍光物質」・・・と記載されていますが、この検査で蛍光物質を対象とした理由があり、収去した食品をご担当が選んだ理由があると思います。作業されたご担当は「市民の食の安全を確保する」という視点から市販品を選び検査をし、その結果は「不適合なし」であることを市民にお知らせすることで食の安全・安心にまた一つ貢献できたのだと思います。ならば、この一連の作業の意図がわかるように、検査結果表の最後に一言コメントの</p>		<p>す。またコメントの内容について、その都度、課内で検討する必要があるため、結果を速やかに掲載する手段としての機能が低下する可能性があります。</p>
--	--	--

	<p>ようなものがあってもよいのではないかと思いますし、そういうコメント（メッセージ）を市民に発信することで、関係部局と市民の距離をぐっと縮め「安心」につなげていくのではないかと思います。</p>		
4	<p>「IV-7違反をした場合の対応（p9）」に関して</p> <p>食品廃棄物の転用が再び起こらないよう関係部局と連携した指導をお願いします。</p> <p>廃棄されるべき食品が不正に転売される事件がありました。廃棄食品を産業廃棄物処理事業者が回収する際に発行されるマニフェスト伝票の管理を確実にし、回収された食品が適切に処理されるよう関係部局と連携した指導をお願いします。</p>	<p>廃棄されるべき食品が不正に転売される事がないよう、引き続き関係部局と連携した指導を実施していきます。</p>	<p>事業者が食品を自主回収した際、回収した廃棄物の処理は従前よりマニフェストや廃棄時の記録写真の提出を求め、必要に応じて廃棄の現場に立ち会うこととしております。</p> <p>また、牛のせき柱等産業廃棄物としての廃棄が義務付けられているものは、マニフェストから適正に廃棄できているか確認し、疑義が生じた場合には関係部局に確認しております。</p>